

宝塚市立良元小学校いじめ防止基本方針

2023年4月

はじめに

本校は、人権尊重の精神を教育の基盤に据え「ともに生きる豊かな心と、たくましく生きる力を持った子どもの育成」を学校目標として、「友だちと共に学ぶ意欲を大切にする子ども」「お互いを認め合い思いやりのある子ども」「最後まであきらめない子ども」の育成に向けた教育活動に取り組んでいる。また、保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえながら、子どもたちの健全な成長を目指している。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、その第13条に学校のいじめ防止基本方針の策定が義務付けられた。そこで、本校は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定する。

1 基本的な考え方

①いじめは全ての児童に起こり得るものであることを認識し、本校の最重要課題の1つとして位置づけ、決して1人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で取り組む。

②児童にも「いじめは絶対に許されない」という考えを、あらゆる教育活動を通して、全ての児童に理解させなければならない。その際、児童も巻き込んだ活動とする。

③保護者、地域の人たちの力を借りながら、学校を取り巻くコミュニティ全体でいじめ問題に取り組む体制を構築する。

2 いじめの定義

「本校に在籍する児童に対して、一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」

（具体例）

- ・冷やかしやからかい、身体的特徴や家庭環境をもとにした悪口、誹謗中傷する言葉や落書き
- ・仲間はずれ、無視
- ・叩かれたり、殴られたり、蹴られたりすること
- ・金品をたかられること
- ・所有物を盗まれたりすること
- ・インターネットやSNSを通して嫌なことをされること

3 いじめ防止等のための組織の設置

本校は、いじめ防止等に関する事項を実効的に行うため、常設の組織として「いじめ防止委員会」を設置する。

学校いじめ防止委員会は、「生徒指導上の問題」が、「いじめ」に当たるのかを判断し、いじめの解消の対処に当たるだけでなく、いじめの防止等に向けた教育課程の編成・実施等、より積極的な機能や役割を担うことのできる組織とする。そのため、学校いじめ防止委員会の目的、役割をより明確にするため、学校いじめ防止委員会の機能を既存の生徒指導委員会等に担わせることがないようにする。

○構成員

校長・教頭・生活指導担当・児童支援担当・特別支援コーディネーター

各学年生活指導担当・養護教諭・S S W（スクール・ソーシャル・ワーカー）

○役割

推進法第2条に規定されている「いじめの定義」を全教職員が理解し、積極的にいじめの認知を行うことができるよう組織体制を確立する。

学校基本方針に基づき、いじめ防止等の取組に関して、教育課程の編成・実施等具体的な年間計画を作成するとともに、その実施結果を検証する。また、必要に応じて、学校基本方針を改訂する。

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・学校基本方針の検討
- ・校内研修の企画、運営
- ・保護者や地域との連携

4 いじめの防止に関する措置

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒一人ひとりの内面理解に基づき、全ての児童生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。このことを基盤として、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重する豊かな心を育成する。

○児童が主体となる活動

- ・生活応援隊
- ・児童会（生活委員会）
- ・生活集会や平和集会
- ・年間指導計画に基づいた人権教育に係る話し合い活動

○教職員が主体となった活動

◇自己肯定感を高める

- ・一人ひとりの実態にあった分かる授業の展開
(授業づくりは学級づくりを合い言葉に)
- ・ひまわり教室の実施 (基礎学力の定着)
- ・校内の授業研究会

◇相談しやすい環境づくり

- ・心と体のアンケートと面談
- ・いじめアンケートと面談
- ・SC・SSWによる面談 (保護者を含む)

◇教科や学級活動の時間を中心にして、道徳教育やモラル教育を実施し、 いじめは絶対許されないという人権感覚を育む。

- ・1年生～6年生児童と保護者合同の「サイバー犯罪防止」の学習会

◇家庭・地域ぐるみでのいじめ防止の取り組み

- ・PTAの学習会での研修
- ・PTA人権部による人権学習会の開催

◇教職員のいじめ対応能力の向上

- ・SC (スクールカウンセラー) による校内研修
- ・「いじめ防止未然プログラム」の活用

5 いじめの早期発見

いじめ防止等の取組の中で、児童生徒にSOSを発信してもらうことは重要である。しかし、児童生徒が表現した微妙なサインに気づき、その意味を適切に読み込むことができなければ、児童生徒の心の危機に対応することはできない。

いじめが疑われる事案があった時、いじめを受けている児童やその保護者、またいじめを見た児童などから、安心して相談できる教職員であるよう、日頃から児童との良好な関係を構築する。

また、児童生徒のSOSを発信できる力の育成をしていくために、学校は相談機能の充実を図るとともに、自殺予防プログラム等を実施し、児童生徒が自分自身や友達の危機に気付き、問題を一人で背負い込まずに対処をしたり関わったりし、信頼できる大人につなぐことの重要性を理解する等、児童生徒のSOSを発信できる力の育成を図っていく。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した時はその場ですぐ止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴し、「これぐらい」という感覚を持たない。いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止委員会」に情報を提供し、組織的な対応を行う。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。あわせて、推進法第23条1項の規定に基づき、直ちに管理職に報告し、教育委員会とも連携を深めて対応していく。そし

て、児童生徒をしばらく見守るという対応については、援助を求めた側が、自分は見守られているということを感じることができるように対応していく。

(2) いじめを受けた児童や保護者への支援

いじめを受けた児童から事実関係の聴取を行う。また、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、いじめを受けた児童にとって信頼できる友人や大人などと連携し、児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童が一刻も早く、安心して学校生活を送ることが出来るよう、全力で取り組む。

(3) いじめた児童への指導、その保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。聴取した事実関係は、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行う。その際、家庭における児童への指導等について必要な助言を保護者に行う。場合によっては、いじめた児童に対する別室での指導、学校教育法第11条の規定に基づいた懲戒を行うこともあり得る。その際は、市教育委員会と十分に協議の上で行う。

(4) 周囲の児童への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えること、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。

はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめは学級全体の問題であることを児童に理解させながら、被害児童と加害児童、周りの児童との関係を修復し、好ましい集団活動ができるよう、集団の一員としてのあり方について考えさせる。

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの防止

インターネットやSNS等によるいじめは、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性がある。学校では、「授業づくり」「集団づくり」「児童生徒の主体的な活動」等の取組とともに、児童生徒、保護者に対して、警察や通信事業者等と連携を図っていく。また、日ごろからの情報モラルに関する教育に取り組む。警察等の関係機関の協力を得た「サイバー犯罪防止教室」の開催や、生活指導の中で取り上げるなど、正しい知識と利用についての教育を進める。また、保護者に対しても、携帯電話等の児童の利用は保護者の責任の下で行うことの理解を深め、保護者の責務について周知を図る。

(2) ネットいじめの早期発見

インターネットやSNSによるいじめは、大人が見えにくい中で行われることが多く、なかなか発見しにくい。そのため、教職員は児童の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高くするよう心がける。

(3) ネットいじめへの対処

インターネット等での不適切な書き込み等については、被害の拡大をさけるため、削除の措置を講じる。名誉毀損やプライバシー侵害があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、教育委員会や警察、法務局などと連携し、必要な措置を講じる。

8. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

本方針について「重大事態」とは、次のように捉える。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上いじめにより欠席した場合

年間30日以上の欠席でなくても、児童がいじめにより、一定期間、連續して欠席しているような場合でも、教育委員会や学校の判断により、重大事態と捉える。

また、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態として捉える。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生したときは、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、「宝塚市いじめ防止基本方針」に沿った対処を行う。

良元小学校いじめ対応チーム（いじめ防止委員会）

